

省  
環境省  
**改正法施行は10月1日**  
特定有害廃棄物等の輸出入

環境省は1月19日、  
「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律の一部を改正する法律」の各政令について閣議決定されたことを発表した。同法の施行期日を今年10月1日とすることなどを定めている。

事業者と再生利用等事業者については認定の有効期間を5年とする。認定証の交付等について規定している他、その更新や変更の認定、移動書類の書き換えを受ける者が納付する手数料に関して定める。

再生利用等目的輸入